

議案第8号

阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

阿見町長 千葉繁

阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成12年阿見町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「420人」を「300人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(定員及び種類) 第2条 団員の定数は <u>420人</u> とする。 2 (略)	(定員及び種類) 第2条 団員の定数は <u>300人</u> とする。 2 (略)	

議案第 8号 説明資料

阿見町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

令和4年4月1日より消防団員の定員数を改正することに伴い、現行条例の一部について所要の改正を行うもの。

【改正の概要】

第2条関係・・・団員の定数を「420人」から「300人」に改める。

【施行年月日】

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【補足説明】

1. 改正の理由

消防団員の定数については、約50年前、条例定数と消防団員数は895人でありましたが、その後の消防団の再編、ライフスタイルの多様化等による団員数の減少に応じ、これまで4度の条例定数の改正を行ってきた。

この度、12年前に定めた現在の条例定数420人に対し、令和3年度の団員数は280人となっていることから、現状に合わせて改正を行うものであります。

2. 改正後の定数の根拠

今年度末の退団予定者と来年度の入団予定者を加味すると、令和4年度の団員数は270人前後となるため、その団員数に約10%を加えて改正後の定数とした。